

## 徳島県海岸保全基本計画（改定）検討会設置要綱

### （設 置）

第1条 「徳島県海岸保全基本計画（改定）検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

### （目 的）

第2条 検討会は、本県が新たに設定した津波、高潮等に係る計画外力を踏まえた防護水準の変更等について、海岸の「防護」、「環境」、「利用」の面を考慮し、幅広く検討することを目的とする。

### （業 務）

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 本県が新たに設定した防護水準の変更等に関すること。
- (2) その他徳島県海岸保全基本計画の改定に関し必要と認められる事項に関すること。

### （組 織）

第4条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織し、徳島県海岸保全基本計画の改定日をもって解散する。

- 2 委員は、徳島県知事が委嘱する。

### （会 長）

第5条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### （会 議）

第6条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して会議に参加することができる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときには、代理の者を出席させることができる。

5 会長が必要と認めるときには、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 検討会に関する事務は、徳島県県土整備部河川整備課及び港湾政策課、農林水産部生産基盤課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙)「徳島県海岸保全基本計画(改定)検討会」委員名簿

(五十音順)

氏名	役職	備考
大久保 夏希	一般財団法人 徳島県観光協会	観光
鎌田 磨人	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 教授	植物生態学
河口 洋一	新潟大学佐渡自然共生科学センター 教授	河川生態学
木村 悠	一般社団法人 MUGI OCEAN ACADEMY	海岸利用 (環境)
久米 順二	徳島県漁業協同組合連合会 会長	漁業
中野 晋	徳島大学名誉教授 ニタコンサルタント株式会社 顧問	地域防災学 沿岸域工学
端村 欣示	徳島小松島港運協会 会長	海岸利用
町田 哲子	徳島県商工会議所女性会連合会 副会長	商業
武藤 裕則	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 教授	河川工学
山中 亮一	徳島大学環境防災研究センター 准教授	海岸工学